現行(令和2年版)	改定案(令和3年版)	改定理由
土木工事施工管理基準	土木工事施工管理基準	
この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通 仕様書〔R2.7〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び 規格値の基準を定めたものである。	この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通 仕様書 [R3.7] 、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び 規格値の基準を定めたものである。	年度修正
1. 目 的	1. 目 的	
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事 目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。	この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事 目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。	
2. 適 用	2. 適 用	
この管理基準は、沖縄県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	この管理基準は、沖縄県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	
3. 構 成	3. 構 成	
加工管理	施工管理 工程管理 施工管理 出来形管理 (工事写真を含む) 品質管理	
4. 管理の実施	4. 管理の実施	
(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければな らない。	(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければな らない。	
(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。	(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。	
(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。	(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。	
(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理 のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成	(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理 のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成	

時に提出しなければならない。

時に提出しなければならない。

	現行(令和2年版)		改定案(令和3年版)	改定理由
5.	管理項目及び方法	5.	管理項目及び方法	
(1)	工程管理	(1)	工程管理	
	受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。		受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。	
(2)	出来形管理	(2)	出来形管理	
	受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。		受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。	
(3)	品質管理	(3)	品質管理	
	受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。		受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。	
6.	規格値	6.	規格値	
	受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・ 検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。		受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。	

	現行(令和2年版)		改定案(令和3年版)	改定理由
7.	ての他 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成 後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真 等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の 請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	7. (1)	工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後 明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を 写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の 請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	
(2)	3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写 真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭 載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波 方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「サ上移動体搭載型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管	(2)	3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案) の策定による改 定。
	理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。		また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	3次元計測技術形 を用いたは(条)の策定による改定。 3次元計測技術形 管理要による改定。 3次元計測技術形 管理要領による改定。 定。
(43)	施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するも のとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。	(3)	施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するも のとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。	

					現行(令	和2年版)			単位:m	m						改定案	(令和3年版	i)		単位: mm	
編	章 節	条 枝番	工 種	測定項目	規格	値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	編章	節	条 枝番	工 種	測定	項 目	規	各 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
1 共通編	2 土工 3 河川・海岸・砂防土工	2 1	掘削工	基準高 ▽ 法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m	±50 -200 法長-	00	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定は「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計の測点の測点毎。基準高は掘削部の両		1-2-3-2	1 2 土 工	3河川・海岸・砂防土工	2 1	掘削工	基準法長0	追 高 ▽ℓ < 5 mℓ ≥ 5 m	-:	200 -4%	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
			掘削工(面管理の場合)	平場 標高較差	平均值 ±50 ±70	±150 ±160	端 にを)空工型管等土ズ土S)型管来の密理 精 含とす面 にの土評 のがる を 1 とと 1 と 1 と 2 を 2 を 3 むの高積 4 以評を除した 1 と 2 を 3 むの高積 4 以評を協力 2 は 2 を 3 むの高積 5 面変 2 を 3 むの高 4 いいのとは 1 を 2 を 2 を 3 むの高 6 も 4 以評を協力 2 を 2 を 3 むの高 6 も 5 面変 2 を 3 むのる 8 も 5 面変 3 むのる 8 も 5 む 5 面変 3 むのる 8 も 5 むのる 8	・天端部の計測点 ・法面部の計測点 ・法面部の計測点 ・平面積 1点 m2 ・ 平場	1-2-3-2			2	掘削工(面管理の場合)	平 法(含) (含) () () () () () () () (標高較差水平高較差水平高較差	平均値 ±50 ±70	±150 ±160	1. 3次元デー対技術を出来下で出来では、名が、「3次元計測技術を出来がた出来が、大元計測技術を出来が、大元計測技術を開いた出来が、大元が元計測技術を関連の場合をは、大元で、大元計判ででする。とのです。とのです。とのです。とのでは、大元	平面積 1点/m2	1-2-3-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
		3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場 標高較差 法面 水平またに (小段 含む)	±50	+300以下	か、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 1. 3次元データによる出来形出、「管理要では、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		1-2-3-2			3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	標高較差水平または標高較差	平均値 ±50 ±70	個々の計測値 +300以下 +300以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要優(案)河川浚渫工編」に基地できる計画を出来形管理を面管理で実施する計測方法によりまる。と、個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を投出する。計測は平場面とは/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。

					現行((令和2年版)			ж њ							改定案(令和3年版)		114 /-L-	
編章	節	条 枝番	工種	測定項目	規	 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単位:m 摘 要	編章	節	条 枝番	工種	測定項	頁 目	規 格	値		測定箇所	単位:mr 摘 要	改定理由
1 2 共 土 通編	3 河川・海岸・砂防土工	3 1	盛土工	基 準 高 ▽	- 法長	-50 100 -2% 100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来に管理要領(土工編)(案)」の出来に管理要領(土工編)(案)」の出来には「果丁K-GNSを開いた出来には「果丁K-GNSを開いた出来には「理要領(土工編)(案)」の規定と設計図書の測点による管理を行う場合は、測定に設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	1 2	3 河川・海岸・砂防土工	3 1	盛土工	基 準 番 法長0 ———————————————————————————————————	0 < 5 m 0 ≥ 5 m	-50 -10 法長- -10	2%	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
		2	盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差 差 差 標高較差 差 差 標高較差 差 差 標高較差 差 差 標高較	平均值 -50 -50 -60	個々の 計測値 -150 -170	1. おいたにない。 では、	計測密度 平面積 1点 m2 不改	1-2-3-3				盛土工(面管理の場合)	法面 楊 4割<勾配	票高較差 票高較差 票高較差	平均值 -50 -60	-150 -170 -170	1. 3次元計測技術を 多点 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	計測密度 平面積 1点 m2	1-2-3-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要改定。

			現行(令和2年版)							改定案(令和3	4年版)			
編章節条枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測定基準		単位:mm 描 要	編章節	条 枝番 工	種	測定項目	規 格 値			単位:mm 描 要	改定理由
	掘削工	基 準 高 ▽	±50 -200 法長-4% -100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	2 V Q	1-2-4-2	1 2 4 共 土 道路 工 路土 工	2 1 掘削工	;	基 準 高 ▽ 法長ℓ	±50 -200 法長-4% -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
	掘削工(面管理の場合)	平場 標高較差 水平または (小段含む) 標高較差 水高較差 水高較差 水高較岩 I) (小段含む)	±70 ±330	1. 3 次元 十二 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点 平面積 1点 m2	1-2-4-2		2 掘削工 (面管理の対象)	平場法面(小)法面(軟	標高較差 (東京をは (東京較差) (東京教達 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	平均値 個々計測 ±50 ±16 ±70 ±33	値 おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 土工編 多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を面管理で実施する場合、その他 本基準に規定する計測精度・計測密度 を満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。	小殿	/	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

							現行(令和 2 年版	页)			単位:m	m						改定案(令和3年)	反)		単位 : mm	a design to
編章	7/14		支番 工	種		項目	規格	值	測 定 基		測 定 箇 所	摘要	編章	節	条 枝番	·		区 項 目	規格値	測定基準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
1	4 道路土工	3 4	1 路体盛路床盛		基 準 法長0 幅	高 ▽ ℓ<5m ℓ≥5m w ₁ , w ₂	±5 -10 法長-	00 -2%	施工延長40m (測点間隔25m 50m) につき1箇所、延長450m) 以下のものは1施工置2箇所。ただし、「TS等光波方式を来形管理要領(土工編) (案) は「RTK-GNSSを用い管理要領(土工編) (案)」より測点による管理を行う場計図書の測点毎。基準高は、線及び端部で測定。	0m(又はき 箇所にいたまれた) 出た に いたま来定 いの の の は き いの の は き い の の に い の の り い の り い の り い の り の り は り の り の り し の り し の り し の り し の り し り の り の	W ₂ V V V Q	1-2-4-3 1-2-4-4	1 2 土	4 道路土工		路体盛土工路床盛土工	法長0	進 高 ∇	±50 -100 法長-2% -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1箇所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により 点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、道路中心線及び 端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
			2 路体床面管:			標高較差標高較差	平均値 ±50 ±80	個々の計測値 ±150 ±190	直 1 お用く (要空か、) で (で) で) で と) で に , 正) で に , 正 か に に , 正 か が に , 正 か が か に , 正 か が に , 正 か が か に , 正 か が に , 正 か が に , 正 か が に , 正 か が か に , 正 か が に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に , 正 か が か に ,	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	天端部の計測点 法面部の計測点 原本	1-2-4-3 1-2-4-4			2	路体盛土工路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	天 法(含 法(含) () () () () () () () () ()	標高較差標高較差	平均値 個々の計測値 ±50 ±150 ±80 ±190	1. 3次元計製技術編 基場合)」は大編 基場合)」は大編 基場 (・天端部の計測点 ・法面部の計測点 ・法面部の計測点 ・活動を使 ・平面積 1点 m2 ・ 下段	1-2-4-3 1-2-4-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	3 共通的工種	5	縁石工(縁石	・アスカーブ)	延	長 L		00	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を 来形管理要領(舗装工事編) の規定により管理を行う場合 の変化点で測定。	(案)」		3-2-3-5				縁石工(縁石・アスカーブ)	延	長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 一ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)舗装工編 計測技 術(断面管理の場合)」の規定により 管理を行う場合は、延長の変化点で測 定。		3-2-3-5	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
3 土木工事共通編	3 共通的工種	8	2 路側防	護柵工	基礎ケーブル	幅 w 高 さ h 延 長 L 取付高 H	-3 -3 -10 +3 -2	00	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		IN INITIAL H	3-2-3-8	土	共通的	8 2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎ケーブノ	幅 w 高さh 延長 L ル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8 ※ワイヤロー プ式防護柵に も適用する	ワイヤロープ式LD 種 【レーンディバイダー】 実施要領 (案)では 「土木工事共通仕様書 土木工事共通編「路側防護柵工」(ガードケーブル)の工種に準拠す る。」となっているため。
3 土木工事共通編	3 共通的工種	24	1 伸縮装 (ゴム	置工 ジョイント)		け高さ 凹凸 ボ高さ	± 3 舗装面1 0~-	に対し	高さについては車道端部及で3点 表面の凹凸は長手方向(橋)に3mの直線定規で測っ3mm以下	新軸直角方 で凹凸が	横軸方向 仕上げ高さ 舗装面 据付け高さ	3-2-3-24	3 2 2 一般施工事共通編	共通	24 1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	表面	け高さ の凹凸 げ高さ	±3 3 舗装面に対し 0~-2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	橋軸方向	3-2-3-24	測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため改定。

					現行(令和2年	版)		単位:m						改定案(令和3年)	反)		単位: mm	
編章	節	条 枝	番 工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要		節	条 枝番	: 工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	3 共通的工種	29 1	側溝工 (プレキャストU型側 溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	土 一 般		29 1	側溝工 (プレキャストU型側 溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
				延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出	**** 						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出			
						来形管理要領(舗装工事編) (案)」 の規定により管理を行う場合は、延長 の変化点で測定。	4895								来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	1800		
3 2 土 — 木 般 工 施	3 共 通 的	29 3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工につき2ヶ所。	∀ 1	3-2-3-29	土 一 般		29 3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工につき2ヶ所。	₩1 →		3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
事共通編	五量			幅 w ₁ , w ₂	-50	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることがで	IIISIII h		事共通編	工種			幅 W ₁ , W ₂	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	11811 h		
и н н				深 さ h	-30	C S o	W_2		ηνπι				深 さ h	-30				
			-	延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」 の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。							延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 2 土 — 木 般 工 施	基礎	3 1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-3	土一般	基	3 1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。			3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
工 施事工 共通編			-	幅 w 高 さ h	-30 -30	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	W		工 施工 共通編				幅 w 高 さ h	-30 -30	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。	W		
孙钿									孙田				延 長 L					
				延 長 L	-200		h						延 · 氏· L	-200		h h		
3 2 土 — 木 般 工 施 事 工	4 基 选 证 证	3 2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽ 延 長 L	±30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	∇	3-2-4-3	3 2 土 — 木 般 工 施	基礎	3 2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽ 延 長 L	±30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。			3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
事工共通編				~ ~ ~ 2	200	2 ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			事工無通編				~ ~ ~ ~	200	2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。			

					現行(令和2年版	反)		単位:mm					改定案(令和3年)	反)		単位 : mr	
編章	節	条 枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要編	章 節	条 枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	<u>0</u> 改定理由
3 土 一 木 般	5 石 •	3 1	コンクリートブロッ: 工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき		3-2-5-3 3 土 木	一		コンクリートブロック 工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき		3-2-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の
工 施事 工			(コンクリートブロ: ク積) (コンクリートブロ:	$\ell < 3 \mathrm{m}$	-50	2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理	t ₁ t ₂	工 事	施 工 ロ ッ		(コンクリートブロック積) (コンクリートブロッ	ℓ<3m 法長ℓ	-50	2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理	tı t2 - - 		策定による改定。
通編	積		ク張り)	ℓ ≥ 3 m	-100	要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	I PIT	通編			ク張り)	ℓ≥3m	-100	要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
	張)			厚さ (ブロック積張) t ₁	- 50		t ₁ t ₂		張)			厚さ (ブロック積張) t ₁	-50		t_1 t_2 t_2		
				厚さ (裏込) t ₂	-50		t_1 t_2 t_1 t_2					厚さ(裏込) t 2	-50		t_1 t_2 t_1 t_2		
				延 長 L	-200		t ₂					延 長 L	-200		t_2		
3 2	5 :	3 2	コンクリートブロック			施工延長40m(測点間隔25mの場合は		3-2-5-3 3	2 5	3 2	コンクリートブロック			施工延長40m(測点間隔25mの場合は		3-2-5-3	3次元計測技術を用いた
土 一			工(連節ブロック張り)	基準高▽	±50	50m) につき1ヶ所、延長40m(又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。	T.	土	一 石 般 ・ 施 ブ		工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。	\mathbf{L}_1		出来形管理要領(案)の策定による改定。
事工出	ロック			法 長 0	-100	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができ	2	事	ッ			法 長 0	-100	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。	2/2		
編	積(張			延長 L ₁ , L ₂	-200	5.	2	編				延長 L ₁ , L ₂	-200		2		
							L ₂		L						L 2		
3 2 土 — 木 般	石	3 3	コンクリートブロッ: 工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき	w Le J	3-2-5-3 3 土 木	一石		コンクリートブロック 工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき	. W .	3-2-5-3	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の
工 施 工			(天端保護ブロック)	幅 w 延 長 L	-100 -200	2ヶ所。	間詰かご	工事	施 エ ロ		(天端保護ブロック)	幅 w 延 長 L	-100 -200	2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定による測	ISIII		策定による改定。
通編	積			~ ~ ~ ~		る測点の管理方法を用いることができ る。	w	—————————————————————————————————————	ク					点の管理方法を用いることができる。	間詰かご		
	張) 工						連結ブロック		張)工						連結ブロック		
3 2 ± -		4	緑化ブロックエ	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は		3-2-5-4 3 ±	2 5 一 石		緑化ブロックエ	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は		3-2-5-4	3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の
木				ℓ<3m 法長ℓ	-50	50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。	t: t2 	大 一 一 事	施ブ			ℓ<3m 法長ℓ	-50	50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。	t ₁ t ₂		策定による改定。
共通編	ッ ク 積			<pre></pre>	-100 -50	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができ	2 t:	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —				<pre></pre>	-100 -50	「3次元計測技術を用いた出来形管理 一要領(案)護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
7713	張 (張)			厚さ(裏込) t ₂	-50	3.	t ₁ t ₂		張 張			厚さ(裏込) t ₂	-50		t ₁ t ₂		
	エ			延長L	-200		t ₁		エ			延 長 L	-200		\mathbf{t}_1 \mathbf{t}_2		
3 2	5	5	石積(張)工			施工延長40m(測点間隔25mの場合は		3-2-5-5 3	2 5	5	石積(張)工			施工延長40m(測点間隔25mの場合は		3-2-5-5	9 次元計測せ後も用いた
土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土	石		134 (M) 1	基 準 高 ▽ 0<3m	±50 -50	50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の		土	一石		FIR VA/ 1	基 準 高 ▽ 	±50 -50	50m 以下のものは1施工箇所につき 50m 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の	$t_1 \; t_2$		3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)の 策定による改定。
事一工	リロリカ			法長0 0≥3m	-100	2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理 一要領(護岸工編)(案)」の規定によ	t ₁ t ₂	事	工口ツ			法長ℓ ℓ≧3m	-100	2ヶ所。厚さは土端市及び下端市の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 —要領(案)護岸工編」の規定による測	2		
編	積(厚さ (石積・張) t ₁	-50	→ 安順(護年工柵)(柔)」の焼たによる測点の管理方法を用いることができ → る。		編				厚さ(石積・張)t₁	-50	─ 安明 (条) 設片工欄」の焼たによる側点の管理方法を用いることができる。─			
	工			厚さ(裏込) t ₂ 延 長 L	-50 -200	-						厚さ(裏込) t ₂ 延 長 L	-50 -200	-	t ₂		
						1	t ₂										
						_1	<u> </u>										

							現	行(令和 2 4	=版)		単位: mn								改定案(令和	和3年版)		単位: mm	
編	章	節	条 枝	番 工	種	測定項目	個々の測 (X)		10個の測算 平均(X *面管理 <i>0</i> は測定値の	o) 場合 測定基準 9平均	測 定 箇 所	摘要		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 平 (X) *面管	の測定値の ² 均(X ₁₀) 理の場合は 運の平均	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	般 施 工	6一般舗装工	7 :	(下層	ファルト舗装工	基準高▽厚さあるいは標高較差	以上 ±90	か規模 以下 ±90 ±90	以上 +40 -15 +40	1. 3次元データによる出来形管理 おいて「地上型レーザースキャナー 用いた出来形管理要領(舗装工事編 (案)」、「地上移動体搭載型レ ザースキャナーを用いた出来形管理 領(舗装工事編)(案)」または「T (ノンプリズム方式)を用いた出来 管理要領(舗装工事編)(案)」または出来 でき出来形管理を実施する場合、計測度を満たは開発を実施する場合に適用する。	を 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいとは、管理図書を 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		3 土木工事共通編	般施		7		(下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	中規模以上 小規模以下 中規模以上 ±90 ±90 +40 −15 ±90 ±90	1.3次元データによる出来形管理(5 1.3次元計測技術を用いた出 形管理要領(案)舗装工編 多点計 技術(面管理の場合)」に基づき出 形管理を実施する場合、その他本基 に規定する計測精度・計測密度を満 す計測方法により出来形管理を実施 る場合に適用する。	中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物で総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を協施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未		3次元計測技術 を用いた出案) 管理要領による改 定。
3 土木工事共通編	般 施 工	6一般舗装工	7	(上層 粒度調	ファルト舗装工 	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	用いた出来形管理要領(舗装工事編 (案)」、「地上移動体搭載型レザースキャナーを用いた出来形管理領(舗装工事編)(案)」または「T(ノンプリズム方式)を用いた出来管理要領(舗装工事編)(案)」にづき出来形管理を実施する場合、そ他本基準に規定する計測精度・計測度を満たす計測方法により出来形管を実施する場合に適用する。	を 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模は上の工事とは、中規模以上の工事とより規模は小さいものの、管理結果をいまり規模は小さいものの、管理結果をいい、同一工種の施工が数日連続するものを いう。 情で、次のいずれかに該当するものを いう。 (①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満②使用よが500t以上3,000t未満 管質		3 土木工事共通編	般施	6 一般舗装工	7	粒	(スファルト舗装工) (上層路盤工) 立度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8	形管理要領(案)舗装工編 多点計 技術(面管理の場合)」に基づき出 形管理を実施する場合、その他本基 に規定する計測精度・計測密度を満 す計測方法により出来形管理を実施 る場合に適用する。	中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満		3次元計測技術 を用いた出案) 管理要領による改定。

						現行(令和2年版)		単位: mm							改定案	(令和3年版)		単位:mm	
編	章	節条	枝番	: 工 種	測定項目	規格値		測 定 箇 所	摘 要		章 節	i &	枝番	工 種	測定項目		10個の測定値の 平均(Xio) *面管理の場合は 測定値の平均	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	一 般 施 8	6 7 8 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上 小規模 以下 -54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、測測を支上に表別とである。と、側にの規格値には計測精度として±10mmが含まれている。	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	3 土木工事共通編	2 一般施工 6 一般舗装工			アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		以上 以下 -8 -10	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編基を出来形管理要領(案)舗装工編基を含本品計測技術を理の場合)」、その密度を実施する場合、計測管理を実施する計測が出土をで表して、計測は設計幅量の規格値になる。 2. をはいて、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をを地い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		3次元計測技術 を用いた出案) の策定による改定。
土木	- -	議	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模は上のこ事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	3 土木工事共通編	2 一般施工 6 一般舗装工			アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36 -45		3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		3 次元計測技術 を用いた出 管理要定 の策 定。

						現行	(令和2年版										改定案(令和3年)	版)	
編	章	節	条 枝番	工種	測定項目	個々の測定値 (X)	格 値 10個の測定値。 平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 ・ 中規模 小規模)	測 定 箇 所	推位:mm 描 要		章	節	条 枝番	工 種	測定項目	規格値	は 測 定 基 準 測 定 箇 所 摘 要	改定理由
3 土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工		アスファルト舗装工(基層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	以上以下	以上以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測方法により出来形管理を満たす計測方法により出来形管理	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使	:	土	施	6 一般舗装工	7 10	アスファルト舗装工(基層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上 小規模 以下 中規模 以上 小規 以下 -20 -25 -3 -4	1.3次元データによる出来形管理に 工事規模の考え方 3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3 土木工事共通編		_		アスファルト舗装工(表層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平 坦 性	-17 -20 -	3mプ゚ロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き	1. 3次元データによるスキャナー編別では、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事とり規模は小さいものの、管理結果をいい、同一工種の施工が数日連続するものを、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		土	般施	6 一般舗装工 7	7 12	アスファルト舗装工(表層工)	厚さあるいは標高較差 平 坦 性	3mプ ロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き	形管理要領(案)舗装工編 多点計測 描いた上での管理が可能な工事をい 技術(面管理の場合)」に基づき出来い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある 形管理を実施する場合、その他本基準いは使用する基層および表層用混合物	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案) の策定による改 定。

						現行(名	令和2年版)		単位: mn	n						改定案	(令和3年版)		単位: mm	
編	章	節 条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X) ;	10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要		章	節条	枝番	工種	測定項目	個々の測定値 (X)	*面管理の場合は 測定値の平均	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
土木工事共通編	一般施工	一 设 浦 麦		半たわみ性舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	中規模 以上 小規模 以下 ±90 ±90 ±90 =	中規模 以上 +40 -15 +40 -15 -15 -15 -15	1. 3次元データによるコキャナー編によるコキャナー編を開いたは、 「地上型を開いたは、 「地上型を開いたは、 「地上を利いた出来形管理要領(体搭載型管では、 「地上を利力で、 「地上の大力で、 「地上の大力で、 「地上の大力で、 「大力で、 」、 「地上の大力で、 」、 「地上の大力で、 」、 「地上の大力で、 」、 「地上の大力で、 」、 「地上の大力で、 」、 「地上の大力で、 」、 「本の、 「本の、 」、 「本の、 「本の、 」、 「本の、 「本の、 「本の、 「本の、 」、 「本の、 「本の、 「本の、 「本の、 「本の、 「本の、 「本の、 「本の	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3 土木工事共通編 3	施	一般舗装工		半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	以上 以下 ±90 ±90		1. 3次元データによる出来形管理出来形管理の場合。 (案) 舗装工編 多点計画装工にを計画管理の場合場合。計画管理の場合場合。計画で理定する場合・計画にする。 (表) 2. 他の表生 10mmが含まれている。 (表) 2. 他の表生 10mmが含まれている。 (生) として生10mmが含まれている。 (生) は、設計画に変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3 次元計測技術 を用いた出案) の策定による改定。 3 次元計測技術
土	一 般 施	一 设 浦 麦		(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63			中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		土	一 般 施	般	4	(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63		おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場	i :	3 伏元計側投附を用いた間によるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

				現行(令和2年版)		単位:mm							改定案(令和3年版)		単位 : mm	
編章節	5 条	枝番	工 種 測定項目	規格値 10個の測定値の平均(X1o) *面管理の場合は測定値の平均	測 定 基 準			編	章 節	条 枝	支番	工 種	測定項目	規格値 10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3	8 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 厚さあるいは標高較差 セメント (石灰) 安定 処理工 (面管理の場合)		1. 3次元データによる出来形管理にを 地上型レーザー(編装工事編) (案)」、「地上登野動体指表形で「地上を開いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」を用いた出来形で質工を用いた出来形は「出来にあり、を用いた」、大力でではます。 (ノンサーム方式)を用いた」、大力では出来によりを開いた」、大力では出来には、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力で	中規模以上の工事は、管理図等を描 かた上での管理が可能な工事をいい、 監層および表層用混合物の総使用量が ,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 にり規模は小さいものの、管理結果を 恒工管理に反映できる規模の工事をい 、、同一工種の施工が数日連続する場		3 土木工事共通編		8 (七夕	学たわみ性舗装工 (上層路盤工) マメント (石灰) 安定 型理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差			中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3次元計測技術 を用要領(第一次) を開またして、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
3	Ħ	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工) (面管理の場合)		1. 3次元十二年 1. 2年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3、一年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3次元十二年 1. 3、一年 1. 4、一年 1. 5。 1. 6、本 1. 6 本 1. 6 本 1. 6 本 1. 6 本	中規模以上の工事は、管理図等を描 かた上での管理が可能な工事をいい、 短層および表層用混合物の総使用量が 000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 はり規模は小さいものの、管理結果を 正管理に反映できる規模の工事をい 、同一工種の施工が数日連続する場		3 土木工事共通編	2 一般施工 6 一般舗装工	8 8	定	学たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安 医処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		1. 3次元データは大統を用いた出来形管理に来形でた出来形でた。 出来形で大元計測技術を用いた出来形でた。 はいて「3次元計測技術を組基を多点計画を実施をは一名の密理を実施では、表別ででは、表別ででは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3次元計測技術を理理定による改定の定。

	現行(令和2年版)	改定案(令和3年版)
編章節	提位: mm 単位: mm 単位: mm 単位: mm 上で	単位: mm 規格値
土木工事共通編一般舗装工	10	** ***
	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として土4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/m2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3. 計測は設計幅員の内側全面とし、を省略することが出来る。 全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影而積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高敏差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高敵差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

					現行(令和2年版		単位: mr	m							改定案(令和3年)	<u> </u>		単位:mm	
編	章	節	条 枝番 工 種	測定項目	規格値 10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均		摘要		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 個々の測定値 (X) *10個の測定値 平均(X10) *面管理の場合 測定値の平均		測 定 箇 所		改定理由
3 土木工事共通編	一 般 施		9 2 排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1. 3次元データによる出来形管理に	3-2-6-9	3 土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	中規模 以上 小規模 以下 中規模 以上 小規 以下 ±90 ±90 +40 +5 -15 ±90 ±90 +40 -15 -1.	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編 多点計測	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場	を用い 管理 の策策 定。	元計測技術 ハた明は 一次 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、
3 土木工事共通編	一 般 施	6一般舗装工	9 4 排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		1. 3 次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS領(舗装工事編)(案)」または「TSの000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事は多り選供はいさいものの、管理結果を管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-9	3 土木工事共通編	2一般施工	,	9		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8 -10	1. 3次元計測技術を用 タ点計測技術を用 タ点計測技術を用 タ点計測技術を開 タ点計調整工作。 ター	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場	を用い 管理 の策策 定。	元計測技術のおり、おり、おり、おり、おり、は、おり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

							現行	(令和2年版)		単位: mm	n						改定案(令和3年版)		単位: mm	
編	章	節	条 枝	番 工	. 種	測定項目	規 個々の測定値 (X)	格 値 10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均) 測定基準	測 定 箇 所			章	節	条	枝番 工 種	測定項目	規格値	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	般施	6一般舗装工	9 6	セメン処理コ		厚さあるいは標高較差	中規模 以上 小規格 以下 -54 -63	世界規模 小規模 以上 以下 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理にはおいて「地上型レーザースキャエ事別(はま来形管理と関係が出来形管地上移動体出来形管地上移動体出来には「「大田、「地上移動体出来では「大田、「地上移動を出または「大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「中で、大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場	3-2-6-9	土	_	6一般舗装工	9	6 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安気 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	形管理要領(案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場		3次元計測技術を用要定による改定。
3 土木工事共通編		_	8	定処理	热アスファルト安_	厚さあるいは標高較差	-36 -45	-5 -7	1. 3次元 中央によることでは、	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場	3-2-6-9	3 土木工事共通編	般	_	9	8 排水性舗装工 (加熱アスファルト学 定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	形管理要領(案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場		3次元計測技術 を用いた領 管理要による の定。

							現行(令和2年版))		単位: mm								改定案	《(令和3年	版)		単位: mm	
編	辛	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値 (X) *面管理の場合 は測定値の平均	- 測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要		章	節	条 枝	·潘 工	. 種	測定項目	規 個々の測定値 (X)	格 値 10個の測定値 平均(X ₁₀) *面管理の場 測定値の平	合は 測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	施工	一般舗装工			排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上 小規模 以下 -20 -26 -3 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー線」(無数型・世界の体格を関係を開いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体格を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	土木工事共通編	施工	一般舗装工			層工)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上 -20 -26		下 1. 3次元データによる出来形管理による出来形で管理実施を出来形で管理要領(案)舗装工にを対した。 1. 3次元計測技術を用めた。 2. 位本を調査を実施する場合に適用する。 2. 位は1計測値の規格値には計測値の対象を実施でが、のは、では1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重には1点/㎡(平面投影を重になる。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標の目訳計厚さから求まる高さとの差とする。	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が進高,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	\$\frac{4}{5}\$	3次元計測技術 を用いた出案) の策定による改定。
3 土木工事共通編	一 般 施	_	9		排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差平 坦 性	3mプ ロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き)	1.3次元共和国 (1) を (1) を (2) を (2) を (3) で (3) で (4) で (4) で (4) で (4) で (5) で (中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	土	一 般 施	_	9 12	2 排水性 (表層)		厚さあるいは標高較差 平 坦 性	-17 -20 -	3mプ°ロフィルメーター (σ)2.4mm以 直読式(足付	1. 3次元データによる権力 (本)	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が進3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事とは、中規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	、 よ こ 、 、 見 ず	3次元計測技術を用いた出案)の定による改定による改定による改定による改定。

						現行(令和 2 年版	反)				W II							改定案	(令和3年	版)		W/I	
						規格	· 值					単位:mm	n I						規	格値			単位:mm 	
編道	章 節	5 条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X) 中規模 小規模	測定値の平 ^は 中規模	均 測 定 基	準	測定	箇 所	摘要	編	章 節	第 条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X) 中規模 小規模	例を他の半り	— 匀 測 定 基 準 —	測定箇所	摘要	改定理由
木	2 6 6 一般舗装工	·		透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	以上 以下 $t < +90$ $15cm -70$ $t \ge 15cm \pm 90$ $t < +90$ $15cm -70$ $t \ge 15cm \pm 90$	以上 +50 -10 +50 -15 +50 -10 +50 -15	1. いいた 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	ス舗本出ま用(る精り 値で 側す面 高る て+かき装搭来たい案場度出 にい 全る積 値。 評直られて、大事型管に出」、計形 計る 面。当 と 価下水で、上野では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、 に かっこう し かっこう し かっこう し 一、 に かっこう し し いっこう し かっこう し かっこう し し かっこう し し かっこう し かっこう し し いっこう し し いっこう いっこう し いっこう いっこう いっこう いっこう い いっこう し い いっこう いっこう し い いっこう いまり い いっこう い いっこう い い い い い い い い い い い い い い い い い い い	中規模以上の工事は同様以上の管理を開発を出ている。 中規模以上の管理を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開始している。 中央では、いいのでは	可能な工事をい 用混合物を 場合が該当す 中規模以上の工 ものの規模の工 できる規模の工 が施工が数日連	3-2-6-10	3 土木工事共通編	2 — 般施工 6 — 般舗装工	· 发		透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	以上 以下 t < +90 15cm - 70 $t \ge 15cm \pm 90$ t < +90 15cm - 70 $t \ge 15cm \pm 90$	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	一 形管理要領(案)舗装工編 を 技術(面管理の場合)」に基本 形管理を実施する場合、その他 に規定する計測精度・計測密度 す計測方法により出来形管理を る場合に適用する。	*た出来 中規模以上の工事は、管理図等を 「成計測 描いた上での管理が可能な工事をい では、基層および表層用混合物の総使 の本基準 用量が3,000 t以上の場合が該当する。 でと実施する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工 計計測精 の。 は計測精 の。 は計測精 の。 できる場合が該当する。 には、 計画をいい。同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 には計測を には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	3-2-6-10	3次元計測技術を用いた。 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
土土	2 6 8 8 8 4 8 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	一克 事 159 1 1		透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		-3	1 おいいまでは、	ス舗本出ま用(る精り 値い 側す面 高る て $+$ かれまとい案場度出 にい 全る積 値。 評直られまとい案場度出 にい 全る積 値。 評直られまと呼ばし出」、計形 計 と計た 当 す層ま ののる 中編レ理T来にそ測管 測 し測り 該 るのる のる のの の の の の の の の の の の の の の の	中規模以上の管理表上のでは、「中規模以上のでは、「中規模以上のでは、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」では、「中規模」が、「中規模模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模」が、「中規模模」が、「中規模性」が、「中規模」が、「中規模性」が、「中は、「中規模性」が、「中規模性」が、「中は、「中規模性」が、「中規模性」が、「中規模性」が、「性は、「中規模性」が、「中規模性」が、「中規模性」が、「中、「中、可能性」が、「中性」が、「中、可能性」が、「中、可能性」が、「中、「中、「中、「中、「中、「中、「中、「中、「中、「中、	可用の 中もでのる。	3-2-6-10	土木工事共通編	一般施工	1 7 有 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2		透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		-3	一 形管理要領(案)舗装工編 技術(面管理の場合)」に基本 形管理を実施する場合、その他に規定する計測精度・計測密度 す計測方法により出来形管理を る場合に適用する。	*た出来 作品	さい更け、こ吉に	3次元計測技術を管の策に また

							現行(令和2年版	į)		単位:mm							改定案(令和3年版	()		単位:mm	
編	章	節	条	枝番	: 工 種	測定項目	規 格 値) 測 定 基 準	測 定 箇 所		編	章	節	条	技番 工 種	測定項目	規格値 10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均 対	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	一 般 施	舗	11	2	グースアスファル 舗装工 (加熱アスファル 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	以上以下以上以下	■ 1. 3次元データによる出来形管理に	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理の工事を施工管理に反映できる規模の日連続する場合が該当する。			般頻施	6一般舗装工	11	2 グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3次元計測技術を用理要による改定。
3 土木工事共通編	一 般 施	一般舗	11	4	グースアスファル舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	E -20 -25 -3 -4	1. 3次元と () () () () () () () () () (中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		土木工	般施	一 般		4 グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3次元計測技術 を用理の 管理要による で 定。

						現行(令和	口2年版)										改定第	€(令和3年	手版)		
						規格値	<u></u> _			単位:mm				T				格値		単位:mm 【	
編	章	節条	枝番	工種	測定項目	10個 個々の測定値 *面管	固の測定値 平均(X10) 管理の場合 削定値の平 均	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	編	章 節	条 柞	技番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定	o)	摘要	改定理由
土 木 工 1				グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	平 坦 性	3m7 (σ): 直読 き)	上 以下 2 -3 1771111-19- 2.4mm以下 式(足付 1.75mm以	1. 3次元ナーマン・ (では、) (では、	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の当由量が3,000 t以上の場合が該当る。 小規模工事とは、中規模以上の工籍事より規模は小さいものの、管理に工事を施工管理に一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項		3 土木工事共通編	2 一般施工 6 一般舗装工		舒	ゲースアスファルト 甫装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平 坦 性	中規模 小規模 -17 -20		下 1.3次元データによる出来形管理に 工事規模の考え方 おいて「3次元計測技術を用いた出来 中規模以上の工事は、管理図等を 形管理要領(案)舗装工編 多点計測 描いた上での管理が可能な工事を V 技術(面管理の場合)」に基づき出来 い、基層および表層用混合物の総係 形管理を実施する場合、その他本基準 用量が3,000 t 以上の場合が該当ず に規定する計測精度・計測密度を満た っ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を管の方	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案) の策定による改 官。
土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土	— 股	般舗	2	コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	10 +50 10 -15	1. 3次元十三年 (にを) (になった) (には、)	中規模とは、1層のにりの施工面積 が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が2,000	3-2-6-12	工	2 一般施工 6 一般舗装工			コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	±90 ±90 ±90 ±90	$\begin{pmatrix} & -15 & - \\ & +40 & + \end{pmatrix}$		を発	3次元計測技術 芝用いた出案) 空理策定による改 主。

						現行	(令和2年版))											改定案	₹(令和3年	版)			
						担力	格 値					単位:mn	1						担	格値			単位:mm	1
編	章	節	技番	工種	測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値	測定	基準	測 定	箇 所	摘要	編	章 質	节 条	条 枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値) 測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	般施	般	2 4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	以上以下	-8	お用(ザ領(管づ他度を 2度 3全度以 4の 5合いい案一(ノ理き本を実 と では上 標 に出」キ装プ領来準たす 々て 測点点す さ値 さ直準 はで/る はと を下 はで/る はと を下 はで/る はと を下 はで/の で 標層の に 直差 原の 標層の に 一種 が 幅値平 で 軽 を で を で は と を 下 で 軽 し かんしょう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	要領(舗装工事との (舗装工事型管「出来」 (中規模とは、1層で が2,000m2以上とでいり、 小規模とは、表見で 500 t 未満あるいは m2未満。	する。 層及び基層の加熱 物の総使用量が	3-2-6-12	土	2 一般施工	· 注	12 4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	以上 以下 -55 -66	以上以下	1. 3次元データによる出来形管理に来 おいて「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」、その密度を実施では、表別を実施では、表別を実施である。 2. として出りでは、のの計測値の規格がである。 2. として出りでは、のの計測が含まれている。 3. 計測は設計幅員の規格がである。 3. 計測は設計幅量の場合の計算を表別をででである。 4. 厚さは、直で質出して、を度はして、方の標高をはして、方の標高をででである。 4. 厚さは、の標高のででである。 5. は、一層のでである。 5. は、一層のである。 5. は、一層のである。 5. は、一層のである。 5. は、一層のである。 5. は、一層のである。 5. は、一層のである。 5. は、一層のである。 5. は、一層のである。	3規模とは、1層あたりの施工面積 2,000㎡以上とする。 >規模とは、表層及び基層の加熱 スファルト混合物の総使用量が 0 t 未満あるいは施工面積が2,000	3-2-6-12	3次元計測技術 を用いた出案) の策定による改 定。
3 土木工事共通編	2一般施工	一 般 舗		コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55 -66		お用(ザ領(管づ他度を 2度 3全度以 4の 5合計 に 値が 幅値平 でで 軟目 かり	・ を		あたりの施工面積 する。 及び基層の加熱ア の総使用量が500	3-2-6-12	土	一 般 施 a	支捕		コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55 -66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に来 おいて「3次元計測技術を用いた出割測表 技術(案)舗装工編 多点計測来 技術(面管理の場合)」、設定の他を基準と に規制としまる計測を主題を実施する場合による。 3. 個個の計測値の規格値には計測精度として出りに対して、 3. 計測は設計幅員の知識を重要を実施を 3. 計測は設計幅量の規格でである。 2. 他の計測値の規格値には計測精度とし、 3. 計測は設計幅量の規格でいる。 3. 計測は設計幅量の力はでである。 4. 標高値を対象を実施を 4. 標高値との差で算の出する。 5. 厚さを標高較差として評価を 5. 厚直を標高の目標高さからな場高。 5. 厚直を標高を表として評価を 5. 厚直の関係高さから表示を 5. 厚直を標高を表示を 5. 厚直を標高を表示を 6. で変差とする。	3規模とは、1層あたりの施工面積 2,000㎡以上とする。 >規模とは、表層及び基層の加熱 スファルト混合物の総使用量が 0 t 未満あるいは施工面積が2,000		3次元計測技術を用いた出来で簡単要領(まる改定)の定。

					現行(令和2年版)									改定案(令和3年	反)			
編 章	節	条 枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単位:mm		章	節条	枝番	工 種	測定項目	規格値 10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均(X ₁₀)	 	測 定 箇 所	単位: mm	改定理由
3 土木工事共通編 2 一般施工	般	12 8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 小規模以下 中規模以下 -20 -27 -3	1. 3次元データによる出来形管理ににおいて「地上型レーザー(舗装工事組) (無対 リ、「地上型地で (舗装工事組) (無対 リ、「地上を開かたた出来が管理要領(体 と) を用いた出来ができまたは、 () と または、 () と は は または、 () と は は または、 () と またが、 () と または、 () と またまは、 () と または、 () と またまは、 () と またままは、 () と またまは、 () と またままままれば、 () と またまは、 () と またままは、	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m2 未満。	3-2-6-12	土	般施	6 一般舗装工		コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上 小規模 以上 小規模 以上 -20 -27 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測大務管理要領(案)舗会」、その場合)」、その地方法の他度を実施力制制を連まれての地方法の地方を実施ができまれて、また。 2. 個々の計測値の規格値には計測を表施する場合にはいる。 2. 個々の計測値の規格値にいる。 3. 計測は設計幅値をまれている。 3. 計測は設計幅値をまれている。 3. 計測は設計幅値を表地でででででででででででででででである。 4. 厚さは、直ででででででででででででででででででである。 4. 厚さは、直でででででででででででででである。 5. は、一下でではといる。 5. は、一下ででででである。 5. は、一下でではというではというではというではというではというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000	3-2-6-12	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案) の策定による改 定。
土 一 般 工 施	般		コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平 坦 性	により機械舗 設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場	ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」または「TS	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m2未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	土木	般施	_		コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平 坦 性	コンクリート の硬化後 3mプ ロフィルメーター により機械舗 設の場合 一 (σ)2.4mn以下 人力舗設の場	1. 3次元計測技術を組来 1. 3次元計測技術を編 2. 公本 2	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3次元計測技術を用理要による改定。

現行(令和2年版)																	改定案	(令和3年版	₹)		当	
規 格 値																	規	格 値			単位:mm	
編	章 節	条 枝番	工 種	測定項目	個々の測 (X) 中規模 /	制定値 *面管: は測気	D測定値 均(X10) 理の場合 E値の平 均	測定基準	測 定 箇 所	摘要	編	章	節条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X) 中規模 小規模	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均 ・中規模 小規模 以上 以下	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工 6 一般舗装工		コンクリート舗装工(転圧コンクリー版工)下層路盤工(面管理の場合)	基準高▽厚さあるいは標高較差	±90	以下 以上 ±90 +40 -15 ±90 +40 -15	+50 -15 +50 -15	用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理	を中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m2未満。 歴史	3-2-6-12	3 土木工事共通編	般	般	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	以上 以下 ±90 ±90 ±90 ±90	+40 +50 -15 -15 +40 +50 -15 -15	1. 3次元データによる出来形管理に	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が2,000		3次元計測技術 を用いた出来 管理要領(案) の策定による改 定。
3 土木工事共通編	2 一般施工 6 一般舗装工		コンクリート舗装工(転圧コンクリー版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66		用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	般	_		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55 -66		1. 3次元計測技術を用いた出来形管理に来削技術を用いた出別技術を用いた出別技術を用いた出別技術を用いる点計測技術を開きました。 3次元計測技術に基本を実施する場合。 1、2、2、2、2、3、2、3、2、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が2,000		3次元計測技術 を用いた出案) の策定による改定。
3 土木工事共通編	2 一般施工 6 一般舗装工		コンクリート舗装工 (転圧コンクリー 版工) セメント (石灰・注 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差ト	-55	-66	-8	用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	一 般 施	6 — 般舗装工		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55 -66		1. 3次元データ加技術を出来形でた出来形でた出来形でた出来が「3次元計測技術を出来がた出別技術を出来がた出別技術を出来が管理要領(案)舗装工には基づした。 3. 計算では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。		3次元計測技術 を用いた出案) の策定による改 定。

						現行	(令和2年版)			単位:m	m					改定案((令和3年版	į)		単位:mm	
編	章	節	条	枝番 工 種	測定項目	個々の測定値 (X)	*個官理の場合 は測定値の平 均 ・ 中規模 小規模	定 基 準	測 定 箇 所	摘要		章 節	条 枝番	工種	測定項目	個々の測定値	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
土	一 般 施	般	12	18 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	以上 以下 -20 -27	以上 以下 1. ポース 3 で 1. ポース 3 で 1. ポース 3 で 1. ポース 1. ポース 1. ポース 1. オース 1.	形管理要領(舗装本書) 「地上移動体出またにという。 「地上移動を出またにたりを明明を出まれた。」を明明を出まれた。 「大手編)で、大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m2 未満。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	一 般 般 施 舗		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差、		-3	1. 3次元データル技術を用りを出来いた出来形で出来形で出来形で出来がを出来がた出来ができる。 まずで、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないが、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。		3次元計測技術 を用いた出案) の策定による改定。
土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土	一 般	一般舗	12	20 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平 坦 性		-4.5 転圧コンク	形管理の (舗装車型管 () () () () () () () () () (中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m2未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		+:	一般 般舗 加速 無		コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		-4.5 転圧コンク リートの硬化 後、3mプロフィル ルーゲー (σ)2.4mm以 下。	1. 3次元デーカン (大力) 大変 (大力) 大学 (大力) (大力)	中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		3次元計測技術形管理要による改定。

	現行(令和2年	F版)		単位:mm						改定案(令和3年版)	単位:mm	
編章節条枝番工種	規格値 測定項目 個々の測定値 (X) (X)		測 定 箇 所	摘要	編章				測定項目	規格値 個々の測定値 <mark>測定値の平均</mark> (X) (X)	測 定 箇 所 摘 要	改定理由
3 2 6 17 2 オーバーレイエ 木 般 簡 表 工 (面管理の場合) 工 事 共通編	マ 坦 性	用いた出来形管理要領(舗装工事編) メーター(案)」、「地上移動体搭載型レー 以下 ザースキャナーを用いた出来形管理要		-2-6-17	3 土木工事共通編 2 一般施工	6一般舗装工	7 2	オーバーレイ工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平 坦 性	-20 -3 お元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計場技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基満で規定する計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測料度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価するもとは、オーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3次元計測技術形管理策による。

					現行(令和2年版	<u> </u>							改定案(令和3年	■版)			
				Wil	19 12 25	Ned do 11 Mr.		単位:mm			T	Ned of the second		Nu		単位: mn	改定理由
編		241.	条 枝番 工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	編章節		工種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	
3 土 木	2 一 般	地	2 路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測 」定。	Ģ	3-2-7-2	3 2 7 土 - 地 木 般 盤		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。	C	3-2-7-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による
事	施工	改良工		施工厚さ t	-50	厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良			工 施 改良 事 工 上			施工厚さ t	-50	厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工	¥ \		改定。
通編				幅 w	-100	工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実	∇ ∇		通編			幅 w	-100	(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認	V V V		
				延 長 L	-200	測は不要)。	W					延 長 L	-200	(実測は不要)。	w		
3 士	2		4 2 表層安定処理工	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4	3 2 7 土 一 地	4 2	表層安定処理工	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1 測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領
木工	般施		(ICT施工の場合)	巫 中 同 ∨	がには水量に別が		2 3 4		木 般 盤		(ICT施工の場合)	巫 中 同 ∨	が記江水音で列か		2 3 4		(案)の策定による 改定。
事共通		良工		法 長 0	-500		① <u></u> ⑤		事 工 良 工 良 工 通			法 長 0	-500		0 5		以 た。
編				天 端 幅 w	-300	「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理・中層地盤改良工 事編)(条)」に記載の全体改良平面	e w. (L)		編			天 端 幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・ の	e w. (L)		
				天端延長 L	-500	- 図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認 (実測は不要)	*/					天端延長 L	-500		<u> </u>		
3 +	2 —	1 1	9 3 固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計值以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。	CL	3-2-7-9	3 2 7 + — 地	9 3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。	CL	3-2-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による
木工事	般 施 工	盤改良	(1/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2	施工厚さ t	設計値以上	1,000m3以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出	∇		x k k k k k k k k k		(/	施工厚さ t	設計値以上	1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出	,		改定。
共通編		Î		幅 w	設計値以上	来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良	t		共 通 編			幅 w	設計値以上	来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工			
Ashu .				延 長 L	設計值以上	工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚一さt、幅w、延長Lを確認(実測は不			77,100			延 長 L	設計値以上	(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工 ──厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不			
						要)。								要)。			

					現行(令和2年	版)		単位 : mm							改定案(令和3年	版)		単位:mm	
編	章	節	条 枝番 工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編章	節	条 枝番	エ種	涯	削定項目	規格値	測定基準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土 木 工 事	般	法	2 1 植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工)	切 2<5m 土	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形		3-2-14-2	3 土 木 工 事	法	2 1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工)	切土法	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来		3-2-14-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改定。
共 通 編 		— 共 — 通 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	(市松芝工) (植生シート工) (植生マットエ) (植生筋工) (人工張芝工)	法 長 ℓ ℓ≧5m	法長の-4%	管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができ			共 通 編	共 通 		(市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工)	長見	l≧5m	法長の-4%	形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
			(植生穴工)	盛 生 :+	-100	る。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						(植生穴工)	盛土	l<5m	-100				
				長 ℓ ℓ≧5m	法長の-2%	H y Olixan C Mu OCCN, CCO.							長り	l≧5m	法長の-2%				
				延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)								延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定する出			
						を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることができ る。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。										来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
土	一 般	法面	2 2 植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形		3-2-14-2	エ施	法 面 工	2 2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)		ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来		3-2-14-2	3次元計測技術を用い た出来形管理要領 (案)の策定による改 定。
共通編	エ	共通		ℓ≧5m	法長の-4%	一 管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができ			事	共通			法	l≧5m	法長の-4%				
				長 2		る。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							長 Q						
				t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡ 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。								t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡ 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。			
				厚 さ t≧5cm	-20	IXE INCOVINCE							厚さ t	t≧5cm	-20	TREINICS / MILE			
				ただし、吹付面に凹凸: 計厚の50%以上とし、	がある場合の最小吹付厚は 平均厚は設計厚以上。										がある場合の最小吹付厚は 平均厚は設計厚以上。				
				延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)							:	延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来 一形管理要領(案)法面工編」で規定する出			
						を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることができ る。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。										来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

							現行(令和2年版)		単位:m						改定案(令和3年)	饭)		単位:mm at 空珊 d
編	章 節	条	枝番	工種		測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	編	章	節	条 枝番 工 種	測定項目	規格値	測定基準	測 定 箇 所	摘要
木工	2 14 一 法 面 正 工			吹付工 (コンクリート) (モルタル)		l<3m	— 50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定 が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理		3-2-14-3	3 土 木 工 事	般施	14 法 面 工	3 吹付工 (コンクリート) (モルタル)	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定 が困難な場合は直線法長とする。 一ただし、計測手法については、従来管理		3-2-14-3 3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改定。
共 通 編						l≧3m	-100	のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理	2		共通編		共 通		l≧3m	-100	のほかに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定する出 来形計測性能を有する機器を用いること ができる。	Q.	
					法長2			要領(土工編)(案)」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							法長。				
						t<5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ 所をせん孔により測定。							t<5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ 所をせん孔により測定。		
					厚 さ t	t≧5cm	-20		Q						厚 さ t≧5cm	-20		2	
						ただし、吹付面に凹に計厚の50%以上とし	凸がある場合の最小吹付厚は、診、平均厚は設計厚以上	J-22							ただし、吹付面に凹っ 計厚の50%以上とし	 凸がある場合の最小吹付厚は、 、平均厚は設計厚以上	段		
						延長し	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)							延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定する出	\ \ \ e	
								を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることができ る。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザース キャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。	\frac{1}{\tau}								一来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
土木	2 14 一 法 般 面			法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法	ℓ<10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有		3-2-14-4 曲線部は設設図書による	3 土 木 工 事	一 般 施	14 法 面 工	4 1 法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	ℓ<10m 法	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)法面工編」で規定する出来形計測		3-2-14-4 3次元計測技術を用い 曲線部は設計 図書による (案)の策定による改 定。
共 通 編	共 通				l l	l≧10m	-200	領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	« 		共 通 編		共 通		£ ℓ ℓ ≥10m	-200	領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	<u>* a</u> →	
						幅 w	-30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長 100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 計測手法については、従来管理のほかに	a h						幅 w	-30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長 100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 計測手法については、従来管理のほかに	a h	
						高 さh	-30	「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	<u> </u>						高さり	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)法面工編」で規定する出来形計測 性能を有する機器を用いることが出来る。		
						枠中心間隔 a	±100								枠中心間隔 a	±100			
						延 長L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに 「3次元計測技術を用いた出来形計測要 領(案)」で規定する出来形計測性能を有 する機器を用いることが出来る。							延 長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)法面工編」で規定する出来形計測 性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土 木 工 事	2 14 一 法 般 面 施 工			アンカーエ		削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	d	3-2-14-6	3 土 木 エ	— 般	14 法 面 工	6 アンカーエ	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	d	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工 にも適用する はいため。
事共通編	工					配置誤差 d	100		y P		事共通編	工	共通		配置誤差 d	100		y 0	
					4	せん孔方向 <i>θ</i>	±2.5度		x		-1-111				せん孔方向 θ	±2.5度		x	
									$d = \sqrt{x^2 + y^2}$									$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

							現行(令和2年版))		単位:mn						改定案(令和3年	反)		単位:mm	
編	章	節	条 7	技番 エ		測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	編	章	節	条 枝番 工 種	測定項目	規格値	測定基準	測 定 箇 所	摘要	以足垤田
3 土 木 エ	2 共 通 的	15 擁 壁 工	3	補強土壁 (補強土(壁工法)	(テールアルメ)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	<u>△</u>	3-2-15-3	3 土 木 エ	共	15 擁 壁 工	3 補強土壁工 (補強土(テールアルメ) 壁工法)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	\rightarrow		誤解を招く可能性があるため控え長さは、補強材の設計長とすると記載。
事共通編	1 工 種 	— 共 通		(多数アン 工法) (ジオテ ^ュ	ンカー式補強土 キスタイルを用	h<3m さ	-50				事共通編	種	一 共 通	(多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用	h<3m 高 さ	—50		T ======		10-10 0
が無				いた補強	· 五工法)	h h≧3m	-100				柳田			いた補強土工法)	h h≧3m	-100				
						鉛 直 度 Δ	±0.03hかつ ±300以内		→ 						鉛 直 度 △	±0.03hかつ ±300以内		→ 		
						控え長さ	設計値以上		h #===== /						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
						延 長L	-200	1施工箇所毎							延 長L	-200	1施工箇所毎			
3 土 木	— 般	16 浚 渫	3	3 浚渫船運 (バックホ	重転工 トウ浚渫船)		平均値 個々の計測値	1.3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを		3-2-16-3	土木	_	16 浚 渫	3 3 浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船)		平均値 個々の計測値	1.3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)河川浚渫工編」に基づき出来形		3-2-16-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改
工事 共通	施工	共通		(面管理の	(の場合)	標高較差	0以下 +400以下	用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」 に基づき出来形管理を面管理で実施する 場合、その他本基準に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により出			工事共通	施工	共通	(面管理の場合)	標高較差	0以下 +400以下	管理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満 一たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			定。
編		坦						来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度			編		ш				2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±100mmが含まれている。			
								として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全て の点で設計面との標高較差を算出する。									3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は1点/㎡(平面投影面積当た			
								計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。									り)以上とする。			
6	1	7	4	護岸付属	宝物 丁					6-1-7-4	6	1	7	4 護岸付属物工			「3次元計測技術を用いた出来形管理要		6-1-7-4	3次元計測技術を用い
河川編	· 築 堤 護	法覆護		o.∞./ - 1.1 /-∞	±9 170 ±	幅 w	-30	-	w d	0 1 7 4	河川編	築 堤 護	法 覆 護	13 原文十十5 原列707 上	幅 w	-30	領(案)護岸工編」の規定による測点の管 理方法を用いることができる。	W		た出来形管理要領(案)の策定による改定。
	上工	岸 工			-	高 さ h	-30		h			岸 工	岸 工		高 さ h	-30		h		
7 河	1 堤	6 護	4	海岸コンク	・クリートブロック	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以		7-1-6-4	7 河	1 堤	6 護	4 海岸コンクリートブロック エ	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以	hashees of each as sheed	7-1-6-4	3次元計測技術を用い た出来形管理要領
海岸	防 • 護	岸工				ℓ<5m 法長ℓ	-100	下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要 領(護岸工編)(案)」の規定による測点の			河川海岸	防・護	岸工		ℓ<5m	-100	一下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)護岸工編」の規定による測点の管			(案)の策定による改定。
編	岸					法長ℓ ℓ≧5m	ℓ×(−2%)	管理方法を用いることができる。	2		編	岸			法長ℓ ℓ≧5m	ℓ×(−2%)	一理方法を用いることができる。 	۵/		
						厚 さ t	—50		t t						厚 さ t	-50		t		
					-	延 長 L 	-200	-	Tomaco (延 長 L 	-200	_			
7 河 川	堤	6 護 岸	5	コンクリー	一ト被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	.	7-1-6-5	7 河 川	1 堤 咗	6 護 岸	5 コンクリート被覆エ	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-6-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改
海岸編) · 護 岸	工				l<3m	-50 -100	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の	0 1 888		海岸編	り ・ 護 岸	工		l<3m	+	「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)護岸工編」の規定による測点の管	2		定。
が無	序				-	t<100	-100 -20	管理方法を用いることができる。 -			柳	戶			t<100		理方法を用いることができる。			
						厚さt t≧100	-30]	2						厚さt t≧100	-30		2		
					-	裹 込 材 厚 t' ————————————————————————————————————	-50 -200		<u></u>						裹込材厚 t' 延 長 L	-50 -200	_			
					-		-200	-							<u> </u>	—200	-			

						現行(令和2年版	()		単位:m	m				改定案(令和3年)	反)		単位:mm	
編	章	5 条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	編	章	節 条 枝番 工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
10 道路編	2 語 技 才 棒 选 幣 二	ちち		排水性舗装用路肩排 水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	10 道 路 編	舗	5 9 排水性舗装用路肩排水工 水工 水工 構造物工 工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		いた	元計測技術を用 出来形管理要領) の策定による 。
					延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波 方式を用いた出来形管理要領(舗装工 事編) (案)」の規定による測点の管 理方法を用いることができる。						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測 技術を用いた出来形管理要領(案)舗 装工編 計測技術(断面管理の場 合)」の規定による測点の管理方法を 用いることができる。			
10 道	橋格			橋台躯体工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端 部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋	w ₂ w ₁	10-3-6-8	道	3 橋	6 8 橋台躯体工 橋	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	W2 W1 W2 W1	いた	元計測技術を用 出来形管理要領) の策定による
路編	梁一二				厚 さ t	-20	相扱さ形状の詳細については「追路備支承便覧」による。	h_2 h_2		編	梁下部	工	厚 さ t	-20	■箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。 ■なお、従来管理のほかに「3次元計測	h_2 h_2	改定。	
					天 端 幅 W ₁ (橋軸方向)	-10		t hi					天 端 幅 W ₁ (橋軸方向)	-10	技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形	t h1		
					天 端 幅 w ₂ (橋軸方向)	-10							天 端 幅 W ₂ (橋軸方向)	-10	■計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度 を除く)			
					敷 幅 w ₃ (橋軸方向)	— 50		\mathbf{W}_3 \mathbf{W}_3 \mathbf{W}_3 \mathbf{W}_2 \mathbf{W}_1 \mathbf{W}_2 \mathbf{W}_1					敷 幅 w ₃ (橋軸方向)	-50		W3 W3 W3 W2 W1		
					高 さ h ₁	— 50		+++ +++ ++++++++++++++++++++++++++++++					高 さ h ₁	-50]	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
					胸壁の高さ h2	-30		hı l					胸壁の高さ h ₂	-30		$\begin{array}{c c} h_1 \end{array}$		
					天 端 長 01	-50		t W ₃					天 端 長 ℓ1	-50		t was		
					敷 長 02	-50							敷 長 02	-50		夠 壁 問 距 瘫		
					胸壁間距離 0	±30		<u> </u>					胸壁間距離 0	±30		文明長		
					支間長及び 中心線の変位	±50							支間長及び 中心線の変位	±50	1			
					支承部計画高アンカ	+10~-20							支承部計画高アンカ	+10~-20				
					ー ボ ル 平面位置 ト の 箱	±20								±20				
					技 き アンカーボ [*] ルト孔の 規 鉛直度 値	1/50以下							技 き	1/50以下				

							現行(令和2年版	<u>;</u>)		単位:mr	1				改定案(令和3年)	反)		単位:mm	北空四古
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	1 1	章	節 条 枝番 工	種 測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
道 路	3 橋梁下	R	9	(張出式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端 部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋	W1	10-3-7-9	10 道路	橋梁	7 9 1 橋脚躯体工 R C (張出式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端 部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋	W_1	いた出 (案)	記計測技術を用 出来形管理要領 の策定による
編	部	橋脚工			重力式) 半重力式)	厚 さ t	-20	支承便覧」による。			編		橋 (重力式) (財 (半重力式) 工 (厚 さ t	-20			改定。	
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-20		W ₂					天 端 幅 W ₁ (橋軸方向)	-20	□物工機(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度 →を除く)	$k_{\overline{W}_2}$		
						敷 幅 W ₂ (橋軸方向)	- 50							敷 幅 W ₂ (橋軸方向)	-50		▼ W 1		
						高 さ h	-50		h t					高 さ h	-50		h t		
						天 端 長 01	-50		k w₂ →					天 端 長 01	-50		∀ _{W2}		
						敷 長 02	- 50							敷 長 02	-50				
						橋脚中心間距離 0	±30							橋脚中心間距離(±30				
						支間長及び 中心線の変位	±50							支間長及び 中心線の変位	±50				
						支 承 部 計画高 ア ン カ	$+10\sim -20$							支 承 部 計画高 ア ン	+10~-20				
						 ボ ル 平面位置 ト の	±20								±20				
						接 き 規 税 格 値	1/50以下							表 き 規 アンカーボ・ルト孔 の 格 鉛直度 値	1/50以下				
10 道 路	橋梁	7 R C	9		脚躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端 部、その他は寸法表示箇所。 - 箱抜き形状の詳細については「道路橋	W₁	10-3-7-9	路	橋梁	7 9 2 橋脚躯体工 R C (ラーメンs			橋軸方向の断面寸法は中央及び両端 部、その他は寸法表示箇所。 一箱抜き形状の詳細については「道路橋	W1 ←>	いた出 (案)	元計測技術を用 出来形管理要領 の策定による
編	不部	橋 脚 工				厚 さ t 天 端 幅 W ₁	-20 -20	支承便覧」による。	h		編		橋	厚 さ t 	-20 -20	支承便覧」による。 」なお、従来管理のほかに「3次元計測 技術を用いた出来形管理要領(案)構 造物工編(試行)」で規定する出来形	h	改定。	
						敷 幅 w ₂	-20	-	t k w ₂					敷 幅 W ₂		■ 単物工機(試行)」で規定する出来が 一計測性能を有する機器を用いることが できる。(アンカーボルト孔の鉛直度 ■ を除く)	t w ₂		
						高 さ h	- 50		† <u> </u>					高 さ h	-50		t		
						長 さ 0 橋脚中心間距離 0	-20 ± 30	-	$\begin{array}{c c} h & t & t \\ \hline \\ W_2 & W_2 \\ \hline \end{array}$					長 さ Q 	-20 ±30	+	$\begin{array}{c c} h & t & t \\ \hline \\ w_2 & w_2 \end{array}$		
						支間長及び 中心線の変位	±50		$\mathbf{W}_2 \mathbf{W}_2 \mathbf{W}_2$					支間長及び 中心線の変位	±50		$\mathbf{w}_2 \mathbf{w}_2 \mathbf{w}_2$		
						支 計画高 承	$+10\sim -20$							支 計画高 承	$+10\sim -20$				
						様 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	±20							表 表 フ シ カ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	±20				
						トのアンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下							トのアンカーホ・ルト孔の鉛直度	1/50以下				
10	4	8	6	橋	梁用防護柵工			1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測		10-4-8-6	10		8 6 橋梁用防護権	<u> </u>		1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測		10-4-8-6 ブロッ	ノクアウト型高
道路編	鋼橋上部	橋梁付品	7	橋	梁用高欄工	天 端 幅 w1	-5~+10	定。	w1	10-4-8-7	道路編	橋	橋			定。	9	10-4-8-7 欄に測し	別定箇所を見直
	岩以	馬 物 工				地 覆 の 幅 w2 高 さ h1	$-10\sim +20$ $-20\sim +30$	-	L hi			上 部	馬 物 工 工	地 覆 の 幅 w 		+	h 1		
						高 さ h2	$-10 \sim +20$	-	W2 W1 W3					高 さ h2		-			
						有 効 幅 員 w3	0~+30	1						有 効 幅 員 w		†			
									h1								h1		

							現行(令和2年版	<u>;</u>)											改定案(令和3	年版)					
				1					1			単位:	: mm								1			単位: 1	m 改定理由
編	章	節	条 枝	番 工	重 測	別 定 項 目	規格値	測 定	基準	測 定	箇 所	摘要	編	章	節条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測	定	箇 所	摘要	
10 道 路	6 トン	5 覆 丁	3	覆エコンクリート	工基	準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、 つき 1 ヶ所。 (2) 厚さ	高さは、施工40mに			10-6-5-3	10 道 路	6 	5 覆	覆	 エコンクリートエ	基準高▽(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき 1 ヶ所。 (2) 厚さ				10-6-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による
編	ネル	-			幅	ā w(全幅)	-50	(イ) コンクリート	、打設前の巻立空間を を図に示す各点で測				編	ネル	T			幅 w (全幅)	-50	(イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測					改定。
	N A				吉	高さh(内法)	- 50	定。	ンクリート打設口で測 、打設後、覆エコンク					N A				高さh(内法)	-50	定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆エコンク					
	T M					厚 さ t	設計値以上	リートについて 1 - 継手の位置)にま	打設長の端面(施工 Sいて、図に示す各点					T M				厚 さ t	設計値以上	リートについて1打設長の端面(施工 維手の位置)において、図に示す各点					
					延	長 L	_		る巻厚の測定は図の	t J								延 長 L	_	の巻厚測定を行う。 (n) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は40mに 1 を (2) ~ (3)は100m		Ģ			
								に も2う 格・ク厚 る・の途る・出 か計割ンての 以除山部1形 にに覆 支 に元なの方。だは好一3お 常付造合ア 測にの とは好一3お 常付造合ア 測に頭 大は にて 保 支 に元素 (下外に 大 は	ル延長が100m以下の、1トンネル当たり、1トンネル当たり 測孔による測定を行 の場合には、左記の規 さする。 おける岩又は吹付コン りな突出で、設計覆工	h (1) (2) w	(3) 覆エコンクリー (5) _{s.L.}	<u> </u>								(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものにつかれたよる測定を行う。 なお、トンスルとの検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の場合には、左記の場合には、方には、左記の場合には、方には、方にはのがまたがして、のまれが収束しているものにはのののののではいるものにはなったが収束しているものにはなったが収束してでいかのでは、型性にはな安全が確認されている場合。 ・異常土圧には安安全が確認されている場合。 ・週アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、型枠がに「3次元計測技術を用いたの突出。計測手法については、変更には、な変形がに、変要を対しては、対しては、でのほかに、「3次元計測技術を用いるとが出来る。	h (2) (6)	(1) (3) w	覆エコンクリ (5) (7)	<u>- </u>	

品質管理基準及び規格値

品質管	理基準	<u>及び規格値</u>			現行(令和2年版)								改定案(令和3年	版)			改定理由
工種	種別	試験 試験項目 区分	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成 積表等 店よる 確認	工種	種別区	試験 試験項目 区分	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成 績表る 確認	適用基準 (参考)	
4 ブレキケ ストコンクリート製品 (その他)	材料	- 1 和	州混 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学説和剤) JIS A 6206 (希呼スラグ報約末) JIS A 6207 (シリカフューム)	I回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回 /3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	対験 成績表による。	0	4 プレキャ ストコンク リート製品 (その他)	材料	・ マン が で が で が で が で が で が で で で で で で で で	E JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (勝張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (低炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (勝張材) は1回/J 以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回 6ヶ月以上		0		諸基準類の改定にともなう
11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 粒度 (2.36mm 刻 イ)	ブル 舗装調査・試験法6 覧 [2]-16	₹ 2.36mm.5-るい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき、 ときとのでは、一般では、 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき、 ・小分け変数 1~2回/日	た上での管理が可能な工事をいい、舗装	離装施工便覧 平成18年2月 P263,250~ 251	11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト		· 論装調査・試験注 便覧 [2]-16	去 2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	時。	・中規模以上の工事とは、管理図を描い た上での管理が可能な工事をいい、舗装 建工面部が1,000m2あるいは使用する基 層及び表層用器合物の総使用量が3,000t 以上の場合が接当する。 ・小規模工事信理結果を施工管理能反 検できる規模の工事をいい、同一工種の 施工が数日連続する場合で、以下のいず れかに該当するものをいう。 ①整工前者で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使 之を担保して、2000末に減し、2000末 上では、2000末に、2000末 上では、2000末 上では、2000末 上では、2000末 上では、2000末 に、2000年 に、20	0	輔装施工便覧 平成18年2月 P263,250~ 251	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が 生じる記載となっているため
11 アス ファルト舗 装	<i>></i>			度 75μ α ふるい:±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随 時、地模様以下の工事:異常が認められた とき、 とき、 とき、 とき、 とき、 とき、 とき、 とき、 とき、 とき、	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた (中規模以上の工事とは、管理図を描いた (中の管理が可能な工事をいい、論接 (歯を) (中の (中	離装施工便覧 平成18年2月 P263, 250∼ 251	11 アス ファルト舗 装	プラント	必 粒度 (75µmフル イ)	舗装調査・試験 便覧 [2]-16	占 75μmかるい: ±5%以内基準粒度	時。	・中規模以上の工事とは、管理図を描い での管理が可能な工事をいい、舗装 地工面積が100m2点が14位円する基 地工面積が100m2点が14位円する基 地工の場合が設まする。 ・小規模工事に管理結果を施工管理に反 地工が被日連続する場合で、以下のいず 地工が被日連続する場合で、以下のいず 地工が被日連続する場合で、以下のいず の地工部は、00m2以上は、00m2以第 2位円かる以上は、00m2以上は、00m2以第 にだし、以下に該当するものについても が地域工事として取り扱うものとする。 リアスファルト舗装:同一配合の合材が 10の以上のもの	0	舗装施工便覧 平成18年2月 P263,250~ 251	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が 生じる記載となっているため
11 アス ファルト舗 装	プラント	必 アスファルト 出粒度分析試	量前 無裝調查 - 飲飲法ê 教 覧 [4]-238	長 アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随 時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められ7 とき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふる い分け試験 1〜2回/日	・申規模以上の工事とは、管理図を描い た上での管理が可能な工事をいい、舗装 ・施工面解が10,000m2かるいは使用する基 個及び末場間混合物の総使用量が3,000で 5,以上の場合が該当する。 小規模工事は管理規模を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の 施工が製日連続する場合で、以下のいず 地工が製日連続する場合で、以下のいず 力施工部第十の00m2以上10,000m2末満 (2使用する基層及び実施用混合物の総使 用量が500以12,000では、2両(2つグリートでは400m3以上1,000m3末満(2つグリートで抵 大だし、以下に該当するものについても 小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 102t以上のもの	離接觸工便覧 平成18年2月 P263, 250∼ 251	II アス ファルト舗 装	プ :: ラント	必 アスファルト量計 组 出粒度分析試験	a 舗装調査・試験 便覧 [4]-238	芸 アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数 または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描い た上での管理が耐な工事をいい、舗装 施工師報が10,00m2かあいは使用する基 放した場合が該当する。 が、対策は下きたができませい。同一工種の は上の場合が該当する。 が見れて事を加工事程に反 策さる規模の工事をいい。同一工種の 地工が数日を繋かる場合で、以下のいず れたは該当するものをいう。 つ業工前様日で10,00m2以上0,00m2未満)。 2世月中る基層及な天優用混合物の総役 ただし、以下は該当するものについても 大だし、以下は該当するものについても 小規模工事として取り扱うものとする。 107スファル・加製装:同一配合の合材が 102は以上のもの	0	離装施工便覧 平成18年2月 P263,250~ 251	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が 生じる記載となっているため
14 路床安 定処理工 17 アン カーエ	施工施工工	その他 の他 必 を を を が 験	JIS A 1215	設計図書による。	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。 練りまぜ開始前に試験は2回行い、その 平均値をフロー値とする。	・セメントコンクリートの影響に適用する。	選路上工一盛土工指針 平成22年4月 P220 グラウンドアンカー設計・施工基準、同 解説 平成24年5月 P96	14 路床安 定処理エ 17: アン カーエ	施工施工工	そ 平板報荷試験の他 必必 モルタルのプロー 値試験	JIS A 1216	10〜18秒 Pロート (グランドアンカー設計施工マニュア に合わせる)	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。 練りまぜ開始前に試験は2回行い、その 平均値をフロー値とする。	・セメントコンクリートの指求に適用する。		道路士工-盛士工指針 平成22年4月 P220 グラウンドアンカー設計・施工基準、同 解説 平成24年5月 P96	鉄酸基準の記載にともなう
18 補強土壁工	施工	必 規場密度の政	法 (3 砂置換法 (JIS A	比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) しくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。	も上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最 低値で判定を行う。 世 は は は は は は は は は は は ら く と い る れ の は ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)	補強土 (アールアルメ) 壁工法設計・施 エマニュアル 平成26年8月 P250 道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工一擁壁工指針 平成24年7月 P280	18 補頭土 壁工	施 工 ::	必 現場密度の測定 水石配準を対し 機関のいずれか を実施する。	最大粒径≤53am (3 砂置烧法(JTS A 1214) 最大粒径>53am 編装質 [4] 256 (突砂法	 比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) しくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 	₺ 上。	は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)		補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施 エマニニアル 平成26年8月 P250 道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P218-222 道路土工一練蟹工指針 平成24年7月 P280	試験基準の記載にともなう

品質管理基準及び規格値

品質管	理基準及	なび規格値			現在(人和0左近)											과 스숙 (소 和) 4	:45\				
	\vdash				現行(令和2年版)	<u> </u>				_			T			改定案(令和3年	- NIX /		<u> </u>		改定理由
工種		験 試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘	要	試験成 績表等 による 確認	適用基準	工種	種別	試験 試	忒 験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成 績表等 による 確認	適用基準	(参考)	
18 補強士 壁工	施工	現場密度の制定(報報)ないできた。 を実施する。	または、 3 R計器を用いたが 上が締固め管理要件 (楽) J	盛 比において、1管理単位の現場乾燥密度 の平均値が最大乾燥度密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) も して1492%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理 は、標準の施工仕様よりも締固めエネル	とする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2と標準とし、1日の施工面積が 2,000m2以上の場合、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の目安を以下に 示す。	・左記の規格値を満た 値を著しく下頭しと協議 合は、監督職とする。 圧を行うも面アプローラー は、下記の通りとする。 は、下記の試験(JIS A	としていても、規格 いる点が存在した場 での上で、(再)転 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(案) 補強土	等を用いた盛士の韓國め管理要領 平成4年3月 ヒ(テールアルメ)壁工法設計・ ニュアル 平成26年8月 P250	壁工	土 施工	須 ※右記 種類)		または、「RI計器を用いた 返土の締固め管理 要順(樂)」	比において、1管理単位の現場乾燥密度 の平均値が最大乾燥度密度の97%以上	分割して管理単位ごとに管理を行うも とする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2を標準とし、1日の施工面積を2 (2,000m2以上の場合、その施工面積を2**	値を著しく下回っている点が存在した場 上 合は、監督職員と協議の上で、(再) 転 圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値 だったの通りとする。 (終因め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)		RI計器を用いた盛士の締固め管理要領 (業) 平成8年8月 補強士 (テールアルメ) 壁工法設計・施 エマニュアル 平成26年8月 P250		試験基準の記載にともなう
道路士	施工工		最大和客 G G Sum: 3 砂糖 後注 (JIS A 1214) 最大和客 S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	囲の含水比において、最大乾燥密度の 90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度へ の締固めが可能な範囲の含水比におい	版床及び構造物版付け部の場合、500名 につき1回の場合で行う。ただし、 1500名末満の工事は1工事当たり3回以上 11回の試験につき3孔で測定し、3孔の最 拡値で判定を行う。			道路1 P218~	E.T.一盛土工指針 平成22年4月 222	24 道路-	土施工工	須 ※右記 種類)	E試験方法 (3 a のいずれか 1 値する。 i	最大粒径≤50mm: 砂應換法 (JIS A 1214) 最大粒径≥53mm: 端装調查。並較法 便覧 [4]-256 突砂法	・路体: 次の密度への縮固めが可能な範 間の含水比において、最大乾燥密度の 90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・路法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度へ の縮固めが可能な範囲の含水比におい	は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m につき1回の割合で行う。ただし、 -1,500m3未満の工事は1工事当たり3回じ上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の昇	3		道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P218~222		試験基準の記載にともなう
. 道路士	施工	現場密度の創定 ※右記がりた。 後間を対しています。 後間を対しています。 後間を対しています。	または、 原は計器を用いた。 上の縁固め管理要((条) 」	92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。	とする。 膝体・路床とも、1日の1層あたりの施工 前額を基準とする。管理単位の面積は 2,0002以上の場合、その施工面積が2 2,0002以上の場合、その施工面積を2 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位本にりの測定点数の目安を以下に 示す。 -5002以上00002米満:15点 -1000m2以上2000m2米満:15点	・左記の規格値を満た 値を著しく下回ってい	としていても、規格 いる点が存在した場 義の上で、 (再) 転	(案)	春を用いた盛土の締協め管理要領 平成8年8月	1 24 連絡:	土 施工	須 ※右記 種類)	(選の測定 記のいずれか。) :	盛土の締固め管理 要領(案)」	囲の含水比において、1管理単位の現場 乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度へ	分割して管理単位ごとに管理を行うと とする。 路体・路床とも、1日の層あたりの施 前様を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2を標準とし、1日の施工面積を1 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位以上に分割するものとする。1管 示す。 - 500m2以上1000m2未満:10点 - 1000m2以上2000m2未満:15点	rr e	,	取計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 平成8年8月		試験基準の記載にとも なう
										38. 鉄筋挿工	f入 材 料		を査 オ・ナット・ - ト等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		0			新規追加
										38. 鉄筋挿工	材料	必 定着材 須 試験	才のフロー値 〕	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や香 合変更時に実施。1回の試験は測定を21 行い、測定値の平均をフロー値とする。	・ 定着材をセメントミルクまたはモルタル回とする場合				新規追加
										38. 鉄筋挿工	材料		検査 オ・ナット・ - ト等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時					新規追加
										38. 鉄筋挿 工 38. 鉄筋挿	料	須	態度試験 抜き試験	JIS A 1108 地山補強土法設	設計図書による。 設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回) ・施工全数量の3%かつ3本以上を標準	定着材をセメントミルクまたはモルタル とする場合 と				新規追加新規追加
										38. 鉄筋挿	I	須	主試験	ルロ無視工伝成 計・施工マニュア ル 地山補強土法設	設計図書による。	する。 ・ 載荷サイクルは1サイクルとする。 ・ 地層ごとに3本以上を標準とする。		_			新規追加
										I	Ĭ	の他		計・施工マニュアル		・載荷サイクルは多サイクルを原則と る。 ・初期荷重は。5.0kNもしくは計画最大 荷重の0.1倍程度とする。					